



- 「総合的に判断して、代表者一任で決定する」というワードを、最近良く聞きます。それは、昇級の基準や、評価のあり方や、経済団体の意思決定など様々な場面で遭遇します。
- 「総合的判断」は“いくつかの客観的な基準があり、最終的な決定が一任されている”もので、「白紙委任」は、基準すら一任するものと思います。人事制度には一定の基準が必要です。貴社の評価制度や昇給は、総合的判断といいつつ、白紙委任になっていないでしょうか？

2014年就労条件総合調査

3年間で3割弱が賃金制度を改定

- 内閣府が行った「2014年就労条件総合調査」では、賃金制度について2011～2013年までの過去3年間に何らかの改定を行った企業割合は28.6%となっています。
- 具体的には「職務・職種などの仕事の内容に対応する賃金部分の拡大」が15.0%と最も多く、次いで「職務遂行能力に対応する賃金部分の拡大」が14.1%、「業績・成果に対応する賃金部分の拡大」が13.1%となっています。

変形労働時間制、みなし労働時間制の採用

- 同調査で、変形労働時間制を採用している企業の割合は55.6%となっており、種類別に見ると、「1年単位の変形労働時間制」35.4%、「1か月単位の変形労働時間制」17.9%、「フレックスタイム制」5.3%となっており、特に1000人以上の企業においては70.9%が何らかの変形労働時間制を採用しています。
- みなし労働時間制を採用している企業は13.3%で、種類別に見ると「事業場外労働のみなし労働時間制」11.3%、「専門業務型裁量労働制」3.1%、「企画業務型裁量労働制」0.8%となっています。



- 基本給1本で、毎年昇給をしている場合は、人員の平均年齢の上昇と共に、総額人件費が常に上昇していくことになります。
- 大きな賃金制度の改訂が難しいとしても、「ある程度の年齢になったら昇給を停止する」など、時間に比例する賃金のあり方を見直してみてもいいでしょうか？

マイナンバー実態調査2015

マイナンバー制度への対応への遅れが目立つ

- 株式会社日経BPコンサルティングが行った「企業・組織におけるマイナンバー対応に関する実態調査」によると、15年3月末時点で対応作業の実施状況は「実施している」が16.8%、「実施していないが、予定はある」が21.2%と実施に向けて動いている企業は38.0%にとどまっており、このほか20.4%は「対応を要する法制度であれば今後対応するはず」と対応が先送りになっている状況がうかがえます。
- 今後、15年末時点で対応が遅れた場合に想定される事態としては「社内規定・マニュアルが対応していない」が42.9%、「従業員の教育・啓発が不十分である」が40.9%と割合が高く、次いで「情報システム改変の遅れ」が35.8%となっています。



- マイナンバーは、企業の規模に関わらず厳重な取り扱いが求められます。「零細企業なので、大手並みに対応できない」と言っても通じません。規程類の整備もお願いしたいですが、中小企業であっても、まずは、セキュリティー対策は行うことをお勧めします。



【特集】マイナンバー制度②(手続関係)

①5月に「住民票住所申出書」が送付されます

- マイナンバーが住民票コードに基づき付番されることから、日本年金機構の管理のもと、平成27年5月に直接本人宛に「住民票住所申出書」(ご本人から住民票住所をお知らせいただく文書)の送付があります。
- ✓ 基礎年金番号に住民票コードが収録ができていない厚生年金保険被保険者および国民年金第3号被保険者の方が対象です。(提出期限平成27年6月10日)

送付された「住民票住所申出書」に住民票の住所等の必要事項を記入

同封されている返信用封筒により提出(ご本人の作業)

②12月に事業主あてに再度確認取組があります

- 上記の申出書が、宛先不明等により未送達となった方や、返送がなかった方について、平成27年12月に対象者の一覧が事業主あてに送付される予定です。
- 事業主は、送付された一覧表に従業員及びその被扶養配偶者の住民票記載住所を記入し、日本年金機構まで返送することとしています。

マイナンバーの取得に関連した業務として、社員より質問がくる可能性があります。
また、本人が未対応の場合、12月に会社の業務として対応が必要になります
必要に応じて、社員への周知をご検討ください。

(参考)住民票コードの紐付けの目的

本人向け

- 万が一、基礎年金番号を忘れてしまった場合、基礎年金番号に収録済みの住民票コードから確実に基礎年金番号の持ち主を特定することが可能となり、加入履歴が分散したりすることなく、将来、適切な給付に繋がります。
- 退職・転職された場合でも、日本年金機構で住民票コードをもとに住民基本台帳ネットワークを活用して住所を確認することができ、ねんきん定期便や年金裁定請求書、その他、年金を受け取るために必要な通知や案内を受けることができます。

事業主向け

- 平成29年1月以降のマイナンバーによる年金の各種申請・届出について、当初から円滑に事務処理を進めることが可能となります。
- 住所等の変更時にあたっての届出手続きの簡素化が検討されています。



- 10月頃に送付されてくる、マイナンバーの通知書は住民票の住所に送付される予定です。
- 若い方の場合、転居をしても住民票を動かしていないというケースがあります。住民票が実家のままであれば、何とかありますが、ワンルームを渡り歩いている方の場合、通知書が届かないということもあり得ますので、住民票の変更も、会社として指導いただければ、よりスムーズに対応ができると思われれます。



気付き日報



ヒューマンインベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humani.jp

受付時間 10:00~17:30 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://nippou.org/>